

平成21年4月28日
総行公第27号

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各都道府県人事委員会事務局長 殿
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各指定都市人事委員会事務局長

総務省自治行政局公務員部公務員課長

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を踏まえた
地方公務員の勤務時間の縮減等について（通知）

地方公務員のワーク・ライフ・バランスの推進等については、「地方公務員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進について」（平成20年3月5日付総行公第18号）において、その着実な推進に向けた取組等を要請したところです。

仕事と生活の調和の実現のためには、健康で豊かな生活のための時間の確保等に取り組んでいくことも重要であり、地方公務員においても、国家公務員の取組を踏まえ労働時間の短縮等を一層推進していく必要があります。

平成21年4月1日から国家公務員の勤務時間が、原則1日7時間45分、1週38時間45分に改定されており、地方公務員の勤務時間の改定については、「地方公務員の給与及び勤務時間の改定に関する取扱い等について」（平成20年11月14日付総行公第87号、総行給第106号総務事務次官通知）等により要請したところですが、未だ対処されていない地方公共団体におかれては、公務能率の一層の向上に努め、行政サービスを維持するとともに行政コストの増加を招かないことに留意しつつ、国家公務員の勤務時間との権衡を図るようお願いします。

また、これまでも時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的使用の促進等について積極的な取組をお願いしてきたところですが、下記事項にも御留意の上、育児休業制度、介護休暇制度等の活用の推進等も含め、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの着実な推進に向けた取組をお願いします。

なお、勤務時間・休暇等に係る不適正な制度を設け、あるいは不適正な運用を行っ

ている地方公共団体にあつては、以前から助言しているとおおり、これを速やかに是正するよう要請します。

おつて、貴都道府県内の市区町村等に対しても、この旨の助言をお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 時間外勤務の縮減等について

国家公務員については、「平成21年度における人事管理運営方針」（別添）において、超過勤務については、平成20年9月10日に改正された「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成4年12月9日人事管理運営協議会決定）に基づき、幹部職員・管理職員の意識の向上を図るとともに適切な勤務時間管理を徹底し、他律的業務等の事務改善を進めるなどにより、その一層の縮減に努めるとされたところです。各地方公共団体におかれても、これらの趣旨を十分御理解の上、時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の計画的使用の促進について、特に管理職が率先し、積極的に取り組まれるようお願いいたします。

2 育児休業制度等について

職員の仕事と育児の両立を支援するため、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に規定する育児休業制度、育児短時間勤務制度等の活用の推進により、男女双方が働きやすい勤務環境の整備を進められるようお願いいたします。また、男性職員の育児休業等についても取得促進のための意識啓発を図られるようお願いいたします。

3 介護休暇制度等について

職員の仕事と介護の両立を支援するため、介護休暇制度等の活用の推進により、介護を行う職員が働きやすい勤務環境の整備等を進められるようお願いいたします。

4 自己啓発等休業制度等について

職員の自発的な大学等の課程の履修又は国際貢献活動を可能とする自己啓発等休業制度、大学等の修学のための修学部分休業制度について、その活用が図られるようお願いいたします。